

はしがき

本書は、大学における授業での利用を念頭に、法学部の学生を主たる対象としつつ、消費者問題に関心をもつ幅広い読者、あるいは業務上消費者と関わる方々に向けて編集された消費者法の教科書である。とりわけ、消費者法の体系的な理解を促すことを目的として、基礎概念や制度趣旨を把握できるように配慮した。

私たちは日々消費生活を営んでいる。消費者法は、その消費生活に直結する最も身近で実践的な法分野の1つである。消費者法が独自の法分野として自覚的に展開されるようになったのは20世紀の後半以降のことであり、その意味では、民法や刑法などの伝統的な法分野に比べて新しい。しかし、その後、日本のみならず世界各国において立法による制度整備と判例の集積が重ねられ、加えて国際的なルール形成によって、消費者法は急速な発展をみせ、現代社会における重要な法分野として確固たる地位を占めるに至っている。消費者法は、取引の公正を実現することを目的とし、消費者の保護のみならず、不公正な取引方法を是正することで市場全体の信頼性を確保する役割を担っている。また、消費者法は、私法・行政法・刑事法が複合して機能する複合法領域であり、現代法の構造を理解する上でも重要である。消費者法の基本的理解は、自らが消費生活を営む場面だけでなく、事業者側として消費者と接する場面においても不可欠となっている。本書は、こうした現代的な意義を踏まえて消費者法の全体像を示すことを目的とした。

本書は、他の類書と比べ、いくつかの特徴をもつ。第1に、現代社会において特に重要であると考えられるテーマを対象を絞り、個々の関係法令の詳細な解説や解釈論は必要最小限にとどめた。その代わりに、消費者問題の実情や消費者法制度の全体像を理解してもらうことに力点を置いている。第2に、消費者法はなお多くの課題を抱え、社会の変化とともに発展し続ける法分野であることを踏まえ、本書では、単に現在の法制度を説明するだけでなく、読者がその課題を認識し、解決の方向性について自ら考える契機を提供することを試み

た。各章の末尾に、発展課題を設けているのは、このような趣旨によるものである。第3に、本書は入門書ではありながら、「世界の消費者法」と題する第V編を設け、比較法としてヨーロッパやアメリカの消費者法についても概説している。消費者法は現代的かつ実践的な法分野であり、グローバル化が進む社会の中で、諸外国の状況を知ることは、今後の日本の消費者法制度の在り方を考える上でも有益であると考えたからである。

以上のような本書の趣旨を、読者にご理解いただけたなら幸いである。

最後に、本書の企画時から、粘り強く丁寧に対応して下さった法律文化社の野田三納子氏に、心より感謝申し上げたい。また、御多忙の中で執筆を頂いた、第一線でご活躍の研究者・実務家の方々に、编者として改めて深く御礼を申し上げる。

2026年1月

编者 鹿野菜穂子、中田邦博